

2024

6

no.267

「税と暮らしを考える」広報誌 あおいろ



発行：一般社団法人
えどがわ青色申告会

<北会館>

江戸川区中央 1-2-18
TEL 03(3656)0621
FAX 03(3656)1104

<南会館>

江戸川区中葛西 4-19-8
TEL 03(5676)0751
FAX 03(5676)0753

営業時間 9:00~12:00 13:00~17:00(土日祝を除く)

CONTENTS / 目次

- P1 >> 特集：上半期『源泉所得税』と『定額減税』の実務 / 上半期・源泉所得税サポートのご案内
- P2 >> 電子帳簿保存の義務化ってなあに？ / 南会館の大規模修繕について / 不審なメールや電話にご注意を！
- P3 >> 江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 / 帳簿の基本を確認「基礎説明会」に行こう / ウチのペット紹介
- P4 >> 都税事務所からのご案内 / 各種相談会 / 事務局カレンダー / 口座引落スケジュール

1 定額減税の準備

6/1時点で在職の方(甲欄)を対象として「扶養控除等申告書」の記載内容に基づき、減税額を確認します。

「扶養控除等申告書」に16歳未満の扶養親族などを書き忘れていることがありますので受給者の方に改めて確認してもらいましょう。

2 給料計算・給料明細の作成

いつもどおりに給料・源泉所得税を計算します。そして、上記1で確認した減税額を源泉所得税から控除します。

なお、控除しきれない場合には次回の給料計算で順次控除していきます。

給与明細(例)	
基本給	100,000円
支給合計	100,000円
源泉所得税	720円
定額減税額	▲720円
控除合計	0円
差引金額	100,000円

3 源泉徴収簿等で支給・減税を管理

給料明細から源泉徴収簿等に転記して、支給額や源泉所得税・減税額を管理します。

減税し過ぎないように注意しましょう。

4 源泉所得税の納付

納付書には減税後の実際に天引きした源泉所得税を記入し、税務署または金融機関で納付します。

**上半期の源泉所得税は
7月10日(水)が納期限です！**

e-Taxとマイナンバーカードを連携させると青色申告会での
お手続き後、アプリ決済(PayPayなど)でも納付できますよ！
決済会社によってはポイント還元も…。この機会にぜひ！！

上半期分の源泉所得税の納付時期が近づいてまいりました。従業員や専従者に給料を支払っている事業者の方は手続きをお忘れなくお願いします。
また、六月支給分から「定額減税」が始まっていますので、今回は給料計算から源泉所得税の納付までの一連の流れを確認してみましょう。

【源泉所得税の手続き】従業員や専従者に給料を支払っている場合、原則、支給月の翌月十日までに給料から天引きした源泉所得税の納付(税額がない場合には所定の計算書の提出)が必要。また、支給人員が常時十人未満で、納期の特例の承認を受けている場合には、一月から六月支給分を七月十日まで、七月から十二月支給分を翌年一月二十日までに、年二回にまとめて納付することができる。

特集 上半期『源泉所得税』と 『定額減税』の実務

詳しい手順は
説明会へ



給与支払者向け「定額減税説明会」

日時：6/11(火) 12(水) 各日10:00~11:00
会場：青色申告会(北会館)
定員：各回36名
講師：江戸川北税務署・源泉担当
申込：各会館へお電話ください

上半期・源泉所得税サポートのご案内

相談期間 7/1(月)~9(火) 土日除く
受付時間 各日 9:00~16:00

【持ち物】
R5年の源泉徴収簿
R6年の源泉徴収簿
R6年の扶養控除等申告書
納付書(お忘れなく…)
マイナンバーカード お持ちの方

※ 予約なしの来局順受付
(従業員数5名以上は事前にご連絡ください)
※ 職員の指名はできません
※ 源泉以外の相談は別日へ

北会館
・
南会館

電子帳簿保存の義務化ってなあに？

令和六年一月から「電子帳簿保存の義務化」が始まったことはご存知でしょうか。当会の広報誌においてもご紹介しておりますので知っていらっしゃる方も多いと思います。

しかし、電子帳簿保存の制度が理解しづらいこともあり、多くの方が勘違いをされている部分がございます。要点を改めて確認して、しっかりと対応できるようにしましょう。

紙の領収書を電子化しないとイケないと思っている

紙は紙のままでOK (電子化は任意です)

ここがポイント◎

データでやり取りした請求書や領収書などはそのデータを保存する義務があります



義務化されたのは「電子取引データ」の保存についてです。「電子取引データ」とは、例えば、メールによる請求書の送受信、ウェブページからダウンロードした利用明細書など様々です。最近では電話料金などの明細が紙で届かず、企業のホームページから確認する方法が増えていますよね。

該当するものが一つでもあれば、データとして保存することに加え、あとで探しやすいようにファイル名を工夫し、事務処理規程の備付けをする必要があります。



▲ 電子帳簿等保存制度特設サイト
電子取引データの保存についてリーフレットや動画による解説が掲載されています

【電子帳簿保存法の概要】

次の3つについて規定されている。

- ①帳簿書類の電子化
 - ②紙の取引書類の電子化
 - ③電子の取引書類のデータ保存
- このうち、③が令和6年より義務化された。(①②への対応は任意となっている。)

不審なメールや電話にご注意を！

確定申告に関連して「還付金」「滞納」や、「定額減税」「給付金」「支援金」などを騙った偽メールなどが想定されます。まずはご家族や青色申告会にご相談ください。

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールにご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めると差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例がみついています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めると、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL へのアクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを見つけた場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。



▲ 国税庁ホームページ
不審な電話・訪問の事例や被害に遭わないための注意事項が掲載されています



▲ e-Taxホームページ
不審なショートメッセージやメールの事例が掲載されています

南会館の大規模修繕について

南会館は築20年を超え、雨漏りなど修繕が必要となっております。外壁・内装と順番に工事することになり、南会館のご利用に制限がでますこととお詫びするとともに、その際は「北会館」をご利用くださいますようお願い申し上げます。



4/19(金)~6/17(月) 外壁工事予定
※ 駐車場が利用できない場合がございます

7/11(木)~8/31(土) 内装工事予定
※ 内装工事期間中は南会館はご利用できません

ご迷惑おかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会員・準会員・専従者さまですと…

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社)えどがわ青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル  0120-777-596

「生きる」を創る。



本支援金は令和三年以来の燃料費高騰による経営への影響が顕著であり、かつ取引価格・サービス料金への転嫁が困難な江戸川区内中小事業者（運輸・交通分野、農業・水産業分野）を対象に、経費負担軽減の一助として、年間売上高に応じて支援金（定額）を交付するものです。
詳しくは「江戸川区ホームページ」をご確認ください。



申請受付期間

令和6年5月1日(水)～令和6年7月31日(水)
(当日消印有効)

郵送先住所

〒171-0014
東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル2F
江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター

相談問合せ

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター
03-4564-6264
受付時間 平日 9:00～17:00
(土日祝日を除く)

申請書は江戸川区HPでもダウンロードできます!

江戸川区 燃料費高騰



江戸川区

中小企業・個人事業主 対象

運送事業者等燃料費高騰対策支援金

申請受付期間: 令和6年7月31日まで(消印有効)



高止まりが続く燃料費高騰による経営への影響が顕著な区内中小事業者(運輸・交通分野、農業・水産業分野)を対象に、経費負担軽減の一助として、年間売上高に応じて支援金(定額)を交付します。



帳簿の基本を確認

「基礎説明会」に行こう

消費税インボイス制度が始まり、ますます帳簿の重要性が高まっています。「今までなんとなく自己流で記帳していた」「実はよく分かっていない…」という方には是非ご参加いただきたい説明会です。

6/13(木) 13:30～16:00 8/6(火) 13:30～16:00
14(金) 9:30～12:00 7(水) 9:30～12:00

会場は「青色申告会(北会館)」です

- ※ ご都合がつかない方は「個別相談会」をご利用ください。
- ※ お電話03-3656-0621(当日まで予約可、満席の場合はお断りさせていただきます)または、青色アプリ(3日前まで予約可)にてお申し込みください。



- 当会のご利用案内
- 記帳から決算・申告までのスケジュール
- 記帳する前の準備
- 記帳のしかた etc...

会計ソフトを始めるなら今!

Point 1
複式簿記で帳簿をつけることで**最高65万円***の**青色申告特別控除**を目指すことができます。
(※)期限内申告・電子申告などの要件あり

Point 2
会計ソフトを始めるには**この時期が最適!**
余裕をもって進められます◎

Point 3
職員が**マンツーマン**で入力方法をお伝えするので安心です。

ジョブカン 青色申告
がオススメです。

年間使用料 13,200円(指導料込)

ジョブカンDesktop
見積・納品・請求書
もあります。
インボイス対応もバッチリ!
年間使用料 2,200円



第24回 ウチのペット紹介

投稿募集中!

江戸川区船堀 S・K



▶もふ丸(5歳) ♂

キメ顔が、凛々しいハンサム犬です。
ただ、焼きもち焼きが玉にキズ。
飼い主さんが、他の子をなでるともみく大変、大変。

みなさんのご自慢のペットをご紹介ください。

電話03-3656-0621
担当 種部(たねべ)

ワンちゃん、ネコちゃんは
もちろん、どんなペットでも
歓迎です!

